

## 【大宮区南銀座内のぼったくり事件】

～「ぼったくり被害110番」活動の対応事件（後編）～



## 1 令和3年6月号を受けて

江口弁護士が前編として紹介されたとおり、埼玉県弁護士会民事介入暴力対策委員会では、埼玉県警察の協力を得て「ぼったくり110番」として不定期に巡回と被害電話相談を行っています。詳しくは、令和3年6月号の埼玉県暴追センター通信（No.148）をぜひご覧ください。

今回は、後編として活動中に発生して事件で弁護士が受任して訴訟まで至ったものを、紹介します。

## 2 訴訟になった事件の発生

平成30年7月下旬頃の朝方、江口弁護士の携帯電話にぼったくり被害を受けた被害者から電話がかかってきました。事件の大まかな流れは次のような内容です。

事件の前日の夜から知人と都内でお酒を飲んでいた被害者は、大宮駅でも降りて知人と飲み直すことにしました。被害者は、南銀座でキャッチに声を掛けられて案内された店に入りましたが、入店してすぐに眠ってしまいそのまま朝方6時過ぎに店員に起こされるまで店内で眠っていました。

被害者は、帰宅途中でクレジットカードが利用できなくなったことを知り、確認してみると、店で眠っている間に被害者のクレジットカードで総額約180万円の決済が行われていたことが判明しました。被害者がクレジットカードの発行会社に問い合わせたところ、クレジットカードの発行会社からは決済までに繰り返しエラーが記録されているということも確認できました。

## 3 受任後の対応

私は、被害者からの電話を受けた江口弁護士から話をいただいて共同で対応することになりました。まずは、クレジットカードの発行会社と交渉し、クレジットカードの決済を取り消すように求めました。利用状況の不自然さから決済の取消しに応じてくれるクレジットカード会社もありましたが、全ての決済が取り消されるまでには至りませんでした。

そこで、被害者が寝ている間に店の従業員が無断で被害者のクレジットカードで決済を行ったとして不法行為に基づいてクレジットカードの取消しができなかった金額等の支払を求める訴訟をさいたま地方裁判所に提起しました。

#### 4 訴訟での対応

被告となった店側は、私たちの主張を全面的に争ってきました。

私たちは、クレジットカードが被害者に無断で決済されたことを示すため、次のような主張をしました。

まず、今回の事件では、クレジットカードの決済時に利用者が署名する形になっていましたが、署名欄に記載されている署名は被害者のものとは考えられなかったことです。被害者のクレジットカードは複数回に分けられて決済されていたため、被害者が署名したとされる利用票が複数ありましたが、いずれも被害者のクレジットカードの裏にある署名とは異なっていました。加えて、それぞれの署名の書き方はまちまちで、署名欄に被害者の名前として間違っただけの名前が書かれていたり、いかにも走り書きしたと見せかけるようなぐちゃぐちゃな線が書かれていたりしているもの（被害者の名前とはおよそ読めない）もあり、とても同じ人物が署名したものとは考えられないものでした。

次に、店側は、注文伝票に手書きで注文を書き入れていましたが、注文伝票に書かれている順番と決済の順番が一致しないことです。手書きの注文伝票なら注文の順番どおりに記載され、順次決済が行われるはずですが、店側の説明は、それぞれの決済の辻褄を合わせるために注文の組合せを作っているようにしか考えられませんでした。

最後に、被害者には高額な注文をする理由もなく、店側の主張するようなペースで注文内容を消費できるはずがないことがあります。初めての店で200万円も使う理由はよほどの事情がないと考えられませんし、短い時間で何本もシャンパンのボトルを空けるのは大変で現実的ではありません。

訴訟では、被害者側の主張と店側の主張を何度か繰り返し、被害者本人、店の従業員の尋問まで実施されました。裁判では、途中で話し合いによる解決（和解）の場が持たれることもありますが、今回の事件では和解の機会はありませんでした。

#### 5 訴訟の結果とその後の対応

判決では、こちらの主張が認められ、店の従業員によるクレジットカードの無断使用が認定され、クレジットカードの取消しが認められなかった分の支払を店側に命じる判決をもらうことができました。

今回の事件は、店側が控訴し東京高等裁判所でも争われましたが、東京高等裁判所においてもさいたま地方裁判所での判決が支持されて被害者の勝訴判決が確定しました。

その後、店側から判決で命じられた支払も無事支払ってもらうことができ、無事解決に至ることができました。

#### 6 最後に

実際にぼったくり被害110番の活動の中でぼったくりの被害の相談はいくつかありましたが、相談で終わってしまうことも少なくありません。今回の被害者の方はぼったくりの被害について店側の責任を追及したいと毅然とした態度をとってくれました。

南銀座でのぼったくり被害は減少傾向にあるようですが、くれぐれもご注意ください。

埼玉県弁護士会民事介入暴力対策委員会では、ぼったくり被害110番として活動を行

っておりますので、万が一被害に遭われてしまった時には、ご相談ください。

**寄稿者**

埼玉県熊谷市銀座2-39 YMKビル2階西  
くまがや法律事務所

☎ 048-599-1138 Fax 048-599-1139

埼玉県弁護士会所属

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 吉 場 一 美

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.150」から編集したものです。